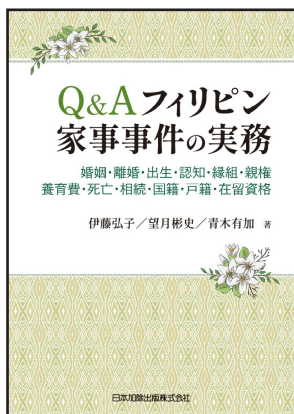


# フィリピン人に関わる実務に携わる全ての方へ 幅広い実務のポイントとその根拠の確認をこの1冊で！



## Q&A フィリピン 家事事件の実務

婚姻・離婚・出生・認知・縁組・親権  
養育費・死亡・相続・国籍・戸籍・在留資格

名古屋大学大学院法学研究科学術研究員 伊藤弘子・弁護士 望月彬史・弁護士 青木有加 著

2023年1月刊 A5判 384頁 定価5,060円(本体4,600円) 978-4-8178-4844-4 商品番号:40926 略号:フ家事

- 相談対応時の確認すべき事項、具体的な思考・手順の流れがわかる。
- 令和4年までの最新判例とフィリピン法をフォロー。
- フィリピンの歴史・文化・国民性の概説から、最新のフィリピン法（憲法・家族法・改正養子法）の邦訳（抄訳）資料付き。

### 53の具体的相談事例をもとに、Q Aでわかりやすく解説！

- Q** 交際してきたフィリピン人女性に子どもが生まれますが、私の子であると確信が持てず、連絡をしないままにしています。向こうから探されて強制認知をさせられるようなことはあるのでしょうか。それが認められた場合、子を引き取らなくてはならなくなるのでしょうか。
- Q** 日本に在住するフィリピン人同士の夫婦ですが、離婚はフィリピン法になるのでしょうか（離婚できないのでしょうか）。
- Q** フィリピン国内にいる子から日本人親への養育費請求ですが、日本で基準とされている算定表を使うことはできませんか。

**3 親子関係の争い**

**3 嫡出推定と嫡出否認**

**Q** 23 交際してきたフィリピン人女性に子どもが生まれますが、私の子であると確信が持てず、連絡をしないままにしています。向こうから探されて強制認知をさせられるようなことはあるのでしょうか。それが認められた場合、子を引き取らなくてはならなくなるのでしょうか。

**1 | はじめに**

(1) 相談の概要

この問題では、「交際している」フィリピン人女性に子が生まれるという男性の相談です。この話を額面通り解釈するならば、男性と女性は婚姻していないことになろうかと思えます。ただし、相談の男性は日本人かもしれませんし、日本以外の国籍かもしれません。さらに、フィリピン人女性は既婚者かもしれませんし、未婚者かもしれません。

#### 第1章 フィリピンという国と家族にかかわる制度

- 1 はじめに
- 2 日本人とフィリピン人との国際的な家族関係の法的な枠組
- 3 日本人、フィリピン人とは？—国籍
- 4 日本に在留するフィリピン人の態様

#### 第2章 フィリピン人が関係する家事事件の実務

- 第1 婚約・婚姻・再婚
- 1 日本で日本人とフィリピン人が婚姻する場合
  - 2 日本でフィリピン人同士（又はフィリピン人と他国の外国人）が婚姻する場合
  - 3 フィリピンで日本人とフィリピン人とが婚姻する場合
- 第2 子の出生・認知・親子関係の争い
- 1 嫡出子の出生
  - 2 嫡出でない子の出生と認知
  - 3 親子関係の争い
- 第3 離婚

- 1 日本における日本人とフィリピン人との離婚
  - 2 日本におけるフィリピン人同士（フィリピン人と外国人）の離婚
- 第4 養子縁組・離縁
- 第5 親権・養育費・面会交流
- 第6 扶養
- 第7 国籍・日本における在留資格
- 第8 死亡・相続
- 1 死亡
  - 2 相続

#### 第3章 関係法令・資料

- 法の適用に関する通則法  
フィリピン共和国憲法（抄訳）  
フィリピン家族法（抄訳）  
国内行政的養子縁組及び代替的児童養護法（抄訳）  
駐日フィリピン共和国大使館・総領事館一覧



日本加除出版

(営業部)  
TEL:03-3953-5642  
FAX:03-3953-2061

ツイッターID: @nihonkajo

www.kajo.co.jp



〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業時間: 月～金(祝日除く) 9:00-17:00

日本加除出版HP